

# 北九州市がけ地近接等危険住宅移転事業



## ●目的

土砂災害などから市民の生命や財産を守るため、土砂災害特別警戒区域等に住つ危険な住宅の除却及び移転等に要する経費の一部を補助します。

## ●補助金交付対象について

次のいずれかに該当する区域に住つ既存の住宅（危険住宅）等の所有者若しくは相続人、又はその同意を得て補助対象事業を行う方を対象としています。

がけ地近接等危険区域*1		危険住宅*2	
		既存不適格	その他
1	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、福岡県が指定する区域	福岡県が左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅  昭和49年6月以前から左記の制限区域内に建っている既存の住宅  建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、県又は市が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅。 ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。
2	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、福岡県が指定する区域	
3	がけ条例適用区域	福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限されている範囲内	
4	土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に定める基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域	
5	過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域	災害救助法に基づいて福岡県が適用を決定した区域	

※1：詳しくは本市のホームページでご確認ください。 ※2：社宅及び住宅部分が1/2未満の店舗等兼用住宅は対象外です。

## ●補助対象事業について

対象事業名	対象住宅	対象経費	補助金額の上限
危険住宅除却等事業	市内の居住者がいる危険住宅	危険住宅の除却・動産移転・跡地整備・仮住居費	97万5千円/戸*3
代替住宅建設等事業	危険住宅からの移転先として建設・購入・改修した住宅(市内の土砂災害のおそれがある区域外等に移転することが条件)	資金を金融機関等から借り入れた場合に、 <b>利子相当額</b> として返済する費用(年利率の上限は8.5%)	421万円/戸*3 (建物 325万円) (土地の取得 96万円)

危険住宅の除却は必須です！

\*3：共同住宅、長屋の場合は1棟あたりの上限額

## ●事業の流れについて

### ステップ1 補助対象かどうか確認

住宅が補助対象区域にあるか、ご確認ください。

### ステップ2 事業認定の申請

補助対象であれば、**事業認定の申請**をしてください。

→内容を審査後、事業認定通知書により通知します。

### ステップ3 補助金の交付申請

事業認定通知後に、**補助金の交付申請**をしてください。

→審査後、補助金交付決定通知書により通知します。

(※**工事請負契約等は、必ず交付決定通知後**に行ってください!)

申請書は下記で入手できます。

- ・建築指導課の窓口（下記）
- ・北九州市役所ホームページでダウンロード  
(市役所ホームページ⇒「がけ地」で検索)

申請者の費用負担軽減のため、危険住宅除却等事業は「代理受領制度」もあります。  
詳しくは市ホームページまたは窓口でお尋ね下さい。

### ●お問合せ&申請窓口

北九州市建築都市局指導部建築指導課

(市役所 13階)

TEL：093-582-2531